

# 年末調整について 用意はお早目に

令和元年も最後の月になりました。ご存知の通り12月は給与所得者の確定申告にあたる年末調整を行う時期です。早めに準備に取り掛かり、スムーズにその作業を完了させてよい新年を迎えましょう。

## 小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士  
小川富也

〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882

### ■「年末調整」とは

給与の支払者は、毎月(日)の給与の支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならぬ税額(年税額)と一致しないのが通常です。この一致しない理由については、各人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られています。実際には年の途中で給与の額に変動がある

こと、②年の中で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③生命保険料や地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を「徴収」又は「還付」し精算することが必要となります。この精算手続のことを「年末調整」といいます。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外には所得がないか、給与以外の所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。

したがって、このような人について、勤務先での年末調整によって税額の精算が済んでしまうということは、確定申告などの手続を行う必要がないこととなるわけですから、年末調整は非常に大切な手続きといえます。

### ■令和元年分の年末調整における留意事項

【復興特別所得税の計算】  
所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、「復興特別所得税」を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。



### アニュアルレポート

日本語では「年次報告書」とも呼ばれ、企業が情報公開という観点から、株主や投資家、金融機関などに配布する、経営内容についての総合的な情報掲載した冊子のこと。当初、日本では、グローバル企業が海外の株主や投資家向けに、英語版で作成していたが、近年では、国内の投資家向けに日本語版を出す企業も増加している。

アニュアルレポートは、法律で定められた決算短信や有価証券報告書とは異なり、経営者のメッセージや企業理念、事業戦略、社員への動向など、様々な要素を自由に盛り込めるため、長期投資で重要な「数字」では見えない「資産」を把握することができる。



## 公証人による保証意思の 確認手続の新設について

### 個人保証人の保護拡充

法人や個人事業主が事業用の融資を受ける場合に、その事業に関与していない親戚や友人などの第三者が安易に保証人となり、多額の債務を負うという事態が依然として生じています。2020年4月1日から施行される改正民法では、個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合には、公証人による保証意思の確認が必要となりました。そこで今回は、公証人による保証意思の確認手続について取り上げます。

## 公証人

### 保証意思の確認

保証契約の日前1か月以内の「保証意思  
宣明公正証書」を作成しなければ、その  
保証契約は無効

## 連帯保証人

保証人は、債務者の代わりに債務を支払うよう債権者から求められる場合があります。保証人が任意に支払わない場合には、保証人は、自宅の不動産が差し押え・競売されて立退きを求められたり、給与や預貯金の差し押えを受けたりするなど、裁判所の関与の下で支払いを強制されることにもなります。

このように、保証は大きな財産的リスクを伴うものですが、債権者から「迷惑をかけないから」「名前だけ貸してほしい」などと言われて、安易に保証人となった結果、後々、大変な状況に陥ってしまうというケースも少なくありません。

そこで、改正民法では、個人が事

業用の融資の保証人になろうとする場合には、公証人による保証意思の確認を経なければならぬこととされています。この意思確認の手続を経ずに保証契約を締結しても、その契約は無効となります。

この意思確認の手続は、債務者の事業と関係の深い次のような方については、不要とされています。

①債務者が法人である場合：その法人の理事、取締役、執行役や、議決権の過半数を有する株主等

②債務者が個人である場合：主債務者と共同して事業を行っている共同事業者や、債務者の事業に現に従事している債務者の配偶者

公証人は、保証人になろうとする方が保証意思を有しているかを確認します。保証をしようとしている債務の具体的な内容を認識しているか、保証をすることで自らが代わりに支払いをしなければならなくなるという大きなリスクを負担するものであることを理解しているか、債務者の財産・収支の状況等について債務者からどのような情報の提供を受けたかなどについて確認をします。

### ■情報提供義務の新設■

保証人になることを他人に依頼す

る場合には、債務者は、その判断に資する情報として、

①債務者の財産や収支の状況、  
②債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報を提供しなければならないと定められています。

このルールは、事業用融資に限らず、売買代金やテナント料など融資以外の債務の保証をする場合にも適用されます。

債務者の委託を受けて保証人になった場合には、保証人は、債権者に対して、債務についての支払の状況に関する情報の提供を求めることができます。この情報提供は、法人である保証人も求めることができます。

また、債務者が分割金の支払を遅滞するなどしたときに一括払いの義務を負うことを「期限の利益の喪失」といいます。期限の利益を喪失すると、遅延損害金の額が大きくふくらみ、早期にその支払をしておかないと、保証人としても多額の支払を求められることになりかねません。

そのため、保証人が個人である場合には、債権者は、債務者が期限の利益を喪失したことを債権者が知った時から2か月以内にその旨を保証人に通知しなければならないと定められています。

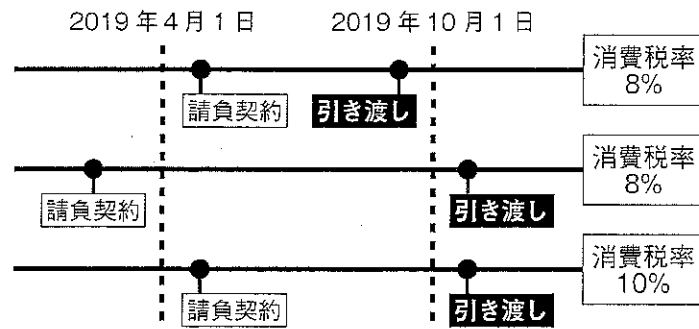


# 消費税率の適用時期 請負契約の経過措置

## 消費増税に伴う実務

消費税率の引き上げにあわせて、契約と提供に期間のズレがある取引については経過措置が設けられており、経過措置に該当する取引については旧税率が適用されます。実務面においては、自社の取引に適用される税率を正確に把握することが重要といえます。そこで今回は消費税率の適用時期と経過措置について取り上げます。

### 経過措置の適用



経過措置の適用を受けるためには、指定日の前日(3月31日)までに請負契約を締結することが必要。

消費税の引き上げは原則として「10月1日以後」に行われる取引について適用されます。ただし、すべての取引について、資産の引き渡しの時期や役務(サービス)の完了の時期を厳密にとらえて新税率の適用を行うわけではありません。

社会に流通する商品やサービスの中には、契約の締結と実際の引き渡し、消費の時期がずれるものがあります。そのため、契約内容や取引内容の実態を踏まえ、「10月1日以後」の取引であっても旧税率の8%を適用する経過措置と呼ばれる取り扱いが設けられています。

「10月1日以後に行われる」とは、モノの引き渡しを伴う資産の譲渡であれば、10月1日以後に資産の引き渡しが完了することをいい、役務(サ

ビス)の提供であれば10月1日以後にその役務が完了することをいいます。請求書の発行日が適用税率の判断基準とはなりません。

したがって、請求書に8%の税率を記載して取引を行ったとしても、実際の資産の譲渡や役務の提供が10月1日以後に行われるのであれば、10%の税率が適用されます。本来10%の税率で請求すべき消費税を8%の旧税率で請求してしまい、不足分を追加請求することができなかった場合は、売上の減少に直結しますので、注意が必要です。

経過措置が適用される事例を紹介いたします。

### 請負契約における経過措置

請負契約という建築契約をイメージする方が多いと思いますが、対象は、「仕事の目的物の引き渡しが一括して行われ、かつ、仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの」とされていますので、経過措置の対象は建築契約に限りません。建築請負契約以外でも、例えば、ソフトウェアの開発、修繕、保管、印刷、広告、情報提供、市場調査など、幅広い範囲が経過措置の対象になっています。

請負による資産の譲渡等の時期は、原則として相手方に引き渡した

日もしくは役務の全部を完了した日とされています。しかし、指定日(平成31年4月1日)の前日、つまり平成31年3月31日までに契約が行われた場合には、引渡しが行われた(平成31年10月1日)令和1年10月1日)以降になった場合であっても旧税率の8%が適用されることとなります。

また、契約後に追加工事等で契約金額が増加した場合については、全体が新税率の適用を受けるわけではなく、増額分の金額のみが新税率の適用対象となります。

また、定期的な保守点検サービスの契約の場合、契約締結の時期や実際に保守を受ける時期にズレが生じる場合があります。これらの取引については「いつからサービスの提供を受けているのか」「途中で契約内容を変更することはできるのか」などの条件を確認する必要があります。

消費税の経過措置は、上記以外にも、通信販売、資産の貸付けなどにも適用されており、全体像は非常に複雑です。取引の相手方との間に適用税率の認識に相違がないか、請求書や領収書の内容を確認することが大切です。国税庁の発表しているQ&Aなども確認しておくといでしょう。

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/02.pdf>



# 災害により被害を受けたとき 国税庁HPで特例を広報

今年も自然災害が多く発生し、一般の台風19号は、各地で河川氾濫と甚大な被害をもたらしました。

このような中、国税庁は「台風19号により被害を受けた皆様方へ」と題し、災害により被害を受けた際の特例についてホームページ上で公表しました。それによると、被災時には、以下のような申告・納税等に係る手続があると示しています。

- ① 災害により申告・納税等を期限までにできないとき(交通途絶等)は、所轄税務署に申請し、承認を受けることで、その理由が止んだ日から2カ月以内の範囲で期限延長されます。
- ② 災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署に申請し、承認を受けることで、納税の猶予を受けることができます。
- ③ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法か、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことにより、所得税の全部または一部を軽減することができます。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される(または徴収された)源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

④ 災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、または適用を受けることの必要がなくなった場合には、所轄税務署に申請し、承認を受けることで、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、または適用をやめることができます(例えば、災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます)。

これら以外にも被災時の特例措置は数多くあります。国税庁では、状況が落ち着いたら、最寄りの税務署へ相談するよう呼びかけています。

## 12月の税務と労務

- ### 一 税 務
- ★ 給与所得の年末調整  
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
  - ★ 給与所得者の保険料控除申告書、配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出  
(1)提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日  
(2)提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
  - ★ 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付  
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
  - ★ 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(6月～11月分)の納付 納期限…12月10日
  - ★ 10月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…令和2年1月6日
  - ★ 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…令和2年1月6日
  - ★ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…令和2年1月6日
  - ★ 4月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)  
申告期限…令和2年1月6日
  - ★ 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…令和2年1月6日
  - ★ 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)  
申告期限…令和2年1月6日
- ### 一 労 務
- ★ 健保・厚保の保険料の納付 納期限…令和2年1月6日
  - ★ 賞与支払届の提出  
賞与を支払ったときは、5日以内に年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)へ提出

日本中に夢と感動を与えたらグビー日本代表の快進撃。今大会で大きな躍進を遂げた日本代表の戦いは、企業経営に通じるものがあります。▼ラグビーでは多様な人材をひとつにまとめることが重要です。ポジシヨンごとに明確な役割があり、身体の大きな選手、小さな選手、足の速い選手といった「互いの違い」「個性」を尊重し合いながら目標に向かって行動します。そして、メンバーがそれぞれ瞬間的に独自の判断で動きを決定

## ONE TEAM(ワン・チーム)

していきます。つまり、「考える集団」でないとチームとしての強さは生かされないので。多様なスキルを持つ選手が信頼関係を築き、自ら考え、行動する「ワン・チーム」を形成することで、大きな力を発揮します。

▼企業経営においても同様です。多様なメンバー(社員)が価値観を共有し、「ワン・チーム」となって課題解決に立ち向かう必要があります。まさにメンバーこそ唯一無二の経営資源であるといえます。